

# 2023年

## 連合富山社会貢献助成事業

### 交付要綱

応募期間：2023年4月1日(土)～6月30日(金)

連合富山は、県下65,000人の組合員全員で社会を支えていく精神を醸成し「働く人を支え、働く人が社会を支え、支えられた人が働く」活動を実施します。

その一環として、スケールメリットを活かした社会貢献活動の実践として、新たな全員参加型ボランティア活動を通じて「支え合い・助け合い運動」の関心と関与を高める活動を展開していきます。



# 連合富山

JTUC-TOYAMA

## 連合富山 支え合い・助け合い運動推進委員会 社会貢献支援事業助成金交付要綱

### 【目的】

第1条 この「連合富山 支え合い・助け合い運動推進委員会 社会貢献支援事業助成金交付要綱」は、連合富山 支え合い・助け合い運動推進委員会（以下「本会」という。）が、連合富山としての「働く人を支え、働く人が社会を支え、支えられた人が働く」取り組みについて必要な事項を定めることを目的とする。

### 【助成対象団体の要件】

第2条 助成対象は、富山県内を活動範囲とし、株式会社などの営利を目的とする団体ではなく、法令を遵守する本会が認める団体とし、暴力団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではなく、かつ将来にわたっても該当しないことを条件とする。

資格要件は次の各号にいずれか掲げるものとする。

- (1) 構成組織または、加盟組織の推薦であること
- (2) 富山県社会福祉協議会・富山県ボランティアセンターの推薦であること

### 【助成対象事業】

第3条 助成対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) ハンディキャップをもった人たちに対する活動
- (2) 教育・文化などの子どもの健全育成活動
- (3) 医療・福祉関係などの活動
- (4) 生活困窮者の自立支援活動
- (5) その他、本会が認める活動

### 【助成金の額・団体数】

第4条 助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 助成金の額は、一件100,000円程度を上限とし、対象事業費の1/2以下であること。
- (2) 助成団体は、原則として最大年間3件程度とする。
- (3) 支援については、物品購入補助を基本とする。  
(人件費・事務所運営費など恒常的に発生する費用を除く)

### 【助成金の交付申請】

第5条 この助成金の交付を受けようとする団体は、交付申請書（様式1）に必要事項を記入のうえ、本会に提出しなければならない。

#### 【助成金の交付決定】

第6条 本会は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合、その内容を審査し、適正と認めるときは、連合富山執行委員会に諮問し、助成金の交付を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

第7条 選定評価については、下記を鑑み評価するものとする。

- (1) 事業活動内容が明確であり、かつ社会的価値・意義が認められていること
- (2) 政治的活動を行っていないこと
- (3) 活動に先駆・独創性があること
- (4) 活動に地域貢献性があること
- (5) 活動に発展性があること
- (6) 活動に継続性があること
- (7) 活動に公開性があること
- (8) 会計に透明性があること

#### 【助成金の交付】

第8条 本会は、前項の規定による交付の決定を行ったときは、連合富山の定期大会にて、助成金を当該交付決定団体に対して交付するものとする。

第9条 助成金については、連合富山構成組織・加盟組織で実施するカンパ金から拠出するものとするが、不足する場合は連合富山ボランティア基金から拠出するものとする。

#### 【事業実績報告】

第10条 助成金の交付を受けた団体は、翌年6月末までに実績報告書（様式2）を本会に提出しなければならない。

#### 【助成金の返還】

第11条 実績報告に申請内容と異なる事実が生じた場合は、その理由によっては、助成金を返還するものとする。

#### 【その他】

第12条 この要綱に定めるもののほか、「連合富山 支え合い・助け合い運動推進委員会 社会貢献支援事業助成」に必要な事項は本会が個別に定める。

#### 【附 則】

第13条 この要綱は、2021年3月22日から発効する。